社告

時事新報ニ休日ナシ　代價遞送料從前通リ

時事新報ハ明治二十年十一月一日ヨリ以後是迄ノ如ク日曜日毎ニ休刊スルノ慣例チ廢シ祭日ト知ラズ日曜モ構ハズ元日ヨリ大晦日マデ一年三百六十五日打チ通シニ發行シテ一日モ休刊セザルヲ以テ定メタリ今ハ早三年ノ昔時事新報ハ全國ノ回顧スレバ今ハ早三年ノ昔時事新報ハ全國ノ新聞紙ニ率先シテ祝日祭日年始歳暮等ニ休刊スルノ慣例チ廢シ明治十七年十二月四日ヨリ以後ハ一年五十二回ノ日曜日チ除クノ外一日モ餘計ノ休暇チ取ラザルヲチ公衆ニ約シ爾來時ニ政府ノ嚴命ニ由テ發行停止チ爲シタルノ外ハ當テ自カラ此約ニ背キタルヲナカリシ當時社中既ニ日曜日ノ休刊チ廢スルノ議アリシト雖ドモ猶ホ準備充分ナラザルヤノ掛念アリシ爲メニ暫ク之チ見合ハセ置キタルニ尚ホ隣隣ス諸般ノ準備最早全ク整頓シタルヲ以テ此上ノ遅延ハ時事新報ノ信用ニ關スルヲ要セザルノ地位ニ達シタルガ故ニ今回更メテ之チ社中ノ議ニ附シ彌々來ル十一月一日ヨリ以後我時事新報ハ更ラニ休刊スルノ慣例チモ廢シ正味正銘毎日發行ノ新聞紙タルヲ以テ決定シタリ

斯クテ曜日ノ休刊チモ廢シ從前ニ比シテ一年五十二回ノ發行數チ增加スト雖ドモ時事新報ノ定價ハ從テ舊ノ如ク

一枚二錢

一ケ月前金五十錢
一ケ年前金三圓

時事新報社ヨリ直接ニ毎日郵便ニテ遞送スルモノハ是迄ノ如ク前記定價ノ外ニ一ケ月二十六錢ノ遞送料チ申受クベシ

前記ノ如ク遞送スルニ付テハ實際一ケ月三十錢ノ郵便稅チ要スレドモ今回我時事新報社ハ特別ニ勉强シテ是迄ノ如ク矢張リ一ケ月二十六錢ノ外遞送料ニ錢チモ增額セザルニ定メタリ

本局　東京京橋區南鍋町二丁目十二番地
出張所　大坂東區高麗橋通二丁目三十三番地

時事新報社
時事新報社出張所

時事新報

老壯交代論（前號の續）

官場實際の有樣は我輩局外ヨリ在て不案内なれとも日本の官途社會に立つ人は民間の事業に衣食する人に較べて不生閑散なるが如し其閑散なるは官務少なくして官吏多き徴あれば之を沙汰す可し或は又然らず今の官場の組織に於ては今の官吏の員數を要するとのみとあらば更に工夫して事務の繁文を省略以て減員の方案なかる可らず就れも政府節儉の旨趣に缺く可らざる次第なりとは近來世論の許す所なれども情實際に臨んで其說果して行はる可きやと云ふに其間種々樣々に入組たる情實を存して其都合折合を全ふせしめんが爲めには何人も英斷を遠ざられたまへ減員を行ふも既に老て又之を他の局所に加へ恰も一方に減ずたる丈と他の一方に增せの姿なきに非ずして其一小部分には增減の異同なれ共官途社會の全體を見渡せば役人の數に毎年著しき減少を見ず甚だ情實に流れざる次第なれ共去迎斷然と其情實を廢止して無心木石の如くにせよと云ふに論も亦容易に行はる可きに非ず蓋し其情實とは何ぞや即ち多年官途に奉職して政府の爲めに盡力したる功勞も少からざれば一朝の罷免と與に其人をして晩年を托するの所なきに迷はしむるは氣の毒なりと云ふの人情即ち恕言の慈愍心に基くものにして詰り其人の身の保養を如何せんとの心配より外あらず然るに其人を憐むが爲めに之を官途に置くときは人の爲めに官を存し又新に之を設けて隨て繁文の弊を生ずるは是亦自然の勢にして政府は啻に不急の人に俸給を給するのみならず其人は爲先に不急の事を增して其事の爲めに更に二重の費を增せの憂ある可し是に於てか我輩は事の十分を望むすして第二策に出で假令へ全く費を免ゝるゝことは能はざるもせめて繁文の費にても省たらばと思ひ養老恩給の特典を望むもの者あり既に此特典あれば政府が官員を通退するに當りて遠慮會釋の意味少なく自然ム冗官を省いて繁文を除くの實効を奏して施政上の便利少なからざるは我輩の敢て期する所なり論者或は之を悅ばず養老金の法を設けたらば政府は故あれに其財を投ぜて年々の給與額よりも際限なかるべしと云ふ者もあらんなき共本來此特典を與ふるものゝ十年十五年、凡そ一定の年月を勤續して過失なきもの或は特別の功勞あるものを限るが故に恩典を貪るの目的を以て忽ち官に就き又忽ち之を辭するが如き奸計の行はるべきにも非ず又其給與の金額も俸給の幾何と定めて在官年月の多少に因り伸縮もあるのみならず給與の年月は生命の長短に從て自然の期限あるが故に縱令へ幾十年此法を施行するも支出の金額は前後の平均を保ち得て決して非常の濫費を爲すに至らざるものあり但し僅少の額にても之を消費するは惜む可し無用の費なりとの說もあらんなきども姑く其說に從て之を無用と見做し其無用の費を彼れ官場人多きの弊に比して利害如何ある可きや我輩は多少の養老金を拋つも尙ほ人を減するの利を利せる者あり

英國養老金に給與法を聞くに何人にても仕官して十年以上十一年以下を勤續したるものへは終身其年俸額の六十分の十を給し十一年以上十二年以下を勤續したるもれい同く其六十分の十一、以上每一年に六十分の一を加へて在官四十年に及ぶれは年俸六十分の四十を給與すれども四十年以上の奉職わい別に其割合を增加せざるの法あり例へば今年滿二十の青年か仕官して官に在ると四十年年齡六十ゐ達して退隱するものあり又すれば此人は辭職の後ち其晩年を送るが爲めに年々政府より年俸額の三分二を給與せらるべ𡚁は勿論なれ共若し初めれ十年にして其職を辭せれば終身の給與其俸の六分の一に減せざる可らず又內閣主相を始め其他西洋文明の諸國に於て各規則は異なれども何れの國にも此法を設けて官吏退隱の門を啓かざるはあし蓋し養老金を受取る人の權類に就て大別と立てたゝば武官文官の相違ありて歐洲各國戰爭の恐る每に將校軍人國の爲先に命を殞し何なるを知る可らず斯る場合に其本人若くい遺族に對し救恤の費金を給するは實に已む可らざる次第にして西洋諸國が武官養老のために費すの金額は文官養老の爲めに使用するものゝ數に較べて遙ゝ多しと雖も兎に角に國に對して功勞と盡すの點に於ては文武兩官の間ゝ差別ある可らず即ち文官養老の制度の與に要用なる由緣にして我輩が日本の官途社會にも之を施行し進に老壯交代の路を開らんと欲するの精神も亦愛に存するものあり

（未完）

官報

○海軍省令第百十六號

海軍一般

海軍下士卒學術檢査規則ヲ改正スル左ノ如シ

明治廿年十月廿九日　海軍大臣伯爵西鄕從道

第一條　下士卒ノ學術檢査ハ進級資格ヲ備フル者ニ限リ之ヲ行フ而シテ下士ノ學術檢査ハ每年一回卒ノ學術檢査ハ每年二回トス○第二條　下士卒學術ノ檢査ノ規格ハ豫メ之ヲ定メ若シ其改正ヲ要スルトキハ檢査實施ノ期ヨリ六箇月前ニ布達スル第十條ノ例トス但六箇月ニ滿タスシテ學術檢査ヲ行フトキハ舊規格ヲ用フルモノトス○第三條　下士卒ノ學術檢査ハ委員ヲ編制シテ之ヲ行ハシム其編制ハ左ノ如シ（編制略ス）○第四條　前條ノ委員ハ一艦每ニ編制シ一艦ニテ編制シ能ハサルトキハ所管長官適宜ニ合併シテ編制ス可シ○第五條　委員ノ全數ヲ得難キ艦ハ砲術長水雷長航海長ニ代フルニ分隊長水雷主機ニ代フルニ機關士又卒ノ檢査ニハ准士官ニ代フルニ下士官ヲ得○第六條　艦船營ノ定員ニテ第三條ノ檢査委員ニ充ルヲ得サルトキハ之ヲ減スルコトヲ得○第七條　東京灣內各廳ニ在ル下士卒ノ檢査ハ橫須賀鎭守府ニ於テ第三條ニ準シ委員ヲ編制シテ之ヲ行ハシム○第八條　東京灣內各廳ニ在ル下士卒若クハ內國出張ノ下士卒ニシテ其應或ハ出張地海軍艦船碇泊港ノ近傍ニアル者ノ檢査ハ其艦船ノ委員ヲシテ之ヲ行ハシム○第九條　東京灣外各廳ニ在ル下士卒ノ檢査（第八條ニ揭クル者ヲ除ク）ハ第七條ニ揭クル委員ヨリ密封ヲ以テ問題書ヲ各廳長ニ送附シ該長ハ二名以上ノ士官以上ノ者ニ屬シ出張シタル者ノ檢査亦同シ但證人ハ密封ヲ以テ委員ニ送附ス可シ內國出張下士卒ニシテ士官以上ノ者ニ限ル○第十條　學術檢査ノ時期ニ先チ內外國出張ノ下士卒ハ其出張前學術檢査ヲ行フコトアル可シ但檢査ヲ行フ時進給資格ヲ備ヘサルモ下士卒進級取扱概則第四條ノ停年ヲ算スル定期ニ於テ進級資格ヲ備フル可キ者亦同シ○第十一條　委員長ハ檢査終ルノ後成績表ヲ製シ所管長官ニ出シ所管長官ハ橫須賀鎭守府司令長官ニ通報ス可シ又各廳勤務下士卒ノ檢査成績ハ其廳長ニモ通報ス可シ○第十二條　掌砲證狀ヲ有スル者ハ砲術ノ檢査掌水雷證狀ヲ有スル者ハ水雷術ノ檢査檢査運用術教員適任證書ヲ有スル者ハ運用術ノ檢査教員適任證書ヲ有スル機關手並ニ卒ニシテ其要セス又機關師適任證書若クハ練習工卒業證書ヲ有スル者ハ各技術ノ檢査ヲ要セス○第十三條　軍樂員ノ技術檢査ハ別ニ之ヲ定ム

○東京府令第六十二號

小學簡易科教員及小學校授業生學力驗定試驗手數料ハ願下ヲ以テ若クハ試驗ニ應セサルトキト雖ドモ之ヲ還付セサルモノトス

明治廿年十月廿九日　東京府知事男爵高崎五六

○叙任　明治二十年十月二十八日

任副領事　叙奏任官五等　交際官試補　林　櫂介

任四等警視　叙奏任官五等　副領事　林　櫂介

警視屬從七位　福岡　義辨

四等警視從七位　福岡　義辨

○艦船交換碇泊　北海道渡嶋國函館燈船は明治四年四月碇泊後一回修繕を加へしに止まり爾來數年を經過ゝるを以て去る十三日豫備燈船と交換碇泊しとり（廳信省）

雜報

○香港通信　七月十八日發

ウアスプ號は搜索　この程中その行衛を失ひし英國軍艦の件は也はや我東京にても人々の知るところゝるべきが余ゝ乘り組みとる英艦レアンダー號は過日其搜索の爲先に出航し種々手を盡て見出し得ずして昨日當港に引ノ管ニ候處祈合ニ依リ明治二十年十月

本月廿九日雨天ニ付秋季陸上運動會來十一月五日ニ延期致候就ては來る十一月一日より五日間當日仕候間奮ひて四方客賓々御來車乘願上候ランプ洋小間物類其外品々芝區露月町

帝國大學運動會

本部教場狹隘ニ相成リ更ニ一棟新築落成ニ付從來ノ教員ノ外尙ホ文學士辰巳氏田中氏鳴田氏及ビ英人サムマルス氏ニ教授

私立東京全修學校廣告

本月廿九日雨天ニ付秋季陸上運動會來十一月五日ニ延期致候就ては來る十一月一日より五日間當日仕候間奮ひて四方客賓々御來車乘願上候ランプ洋小間物類其外品々芝區露月町

金剛石懷中時計

非常ニ見出シ相當價ヲ以テ賣拂ヒ横濱海岸仲通二丁目

ひしと云ふ軍艦は其名をウ一千馬力の碩艦にして構造功し東洋の艦隊に編入せらく本國と出發して新嘉坡にして香港に向ひより而るに風雨の季節あれば必ず夫がも定めて配慮するからん我るも丁度昨年の今頃なりしは既に二十有餘日を經過ゝ更ゝおきよりコックチェーの兩艦を派し新嘉坡政廳よ索せしむる事旬日を經るも我がレアンダー艦を出發せ月十日午後一時に香港を抜たるも海上は宛然不整長方北わマレー半嶋遷羅交趾清嶋嶼羅列するを以てなかゝゝと云ふが如きことゝ出來の方は嶋つゝきにして新嘉坡ゝと云ふが如きことゝ出來の群嶋相列りて一直線をなす殊に危險なる者ゝポルチチたり迄數百の岩礁散在するし緯十六七度の所にパラセル群礁を捜ゝるとの二件とを而して航は新嘉坡よりポンペー以北群礁とマクレスフィールドバンク北に向けて香港に來る者とす多分同航路を取りしならんと雖ども新嘉坡の沿岸岩礁等を探測してせり第三番目に出發せるレアンに抜錨してパラセル群礁を捜向け進航すると一晝夜半にしてリンコルンを見たり白珊瑚の高さゝありし夫よりアンストル嶼と稱ふる二小嶼の外無數の南西の嶼にはマングローブ一隻の破船樣の者と認めされれば成る程大なる木船の沈没を經しものと見え木材も殆んど見るに或い漁舟あゝの來りと朽ち頽ゝたる藁屋樣の如き近傍に碇泊し翌十三日未明起到る又白珊瑚礁にしてマングし嶼に同じとの邊に大なる船たゝ大船名傳も固より知るゝる者には非ざると以て夫より見翌十四日にはバラドル、十五日の朝にはポンペー、之かと思ふ者さへ見當ゝず遂に

の爲先に出航し種々手を盡